

新公審査答申（個）第2号  
令和4年7月1日

新潟市長 様

新潟市公文書公開等審査会  
会長 菊池 弘之

審査請求に関する諮問について（答申）

令和3年9月3日付け、新政法第183号で諮問のあった件について、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

新潟市長（以下「実施機関」という。）が、令和3年6月10日付け新広第69号の2により行った非開示決定はこれを取り消し、審査請求人に関する保有個人情報をも特定し直し、改めて開示非開示の決定をすべきである。

第2 審査請求の経過

1 個人情報の開示請求

令和3年5月27日、審査請求人は、新潟市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第13条第1項の規定により、実施機関に対し、審査請求人の事に対応したものが分かる文書（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 実施機関の決定

令和3年6月10日、実施機関は、本件請求に係る個人情報を保有していないとし、非開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和3年6月18日、審査請求人は、本件決定を不服として審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

令和3年9月3日、実施機関は、条例第27条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問した。

第3 審査請求人の主張

審査請求人が審査請求書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。

私の相談事等を課として開示か非開示かの対応した行政文書も閲覧又は視聴と写しの窓口における交付の手続きの別記様式第1号(新潟市個人情報保護条例施行規則関係)等によって、私の個人情報は5年間保有しているはず。

私が5年間閲覧又は視聴する権利を新広第69号の2の決定は、請求に係る個人情報保有していない請求対象物を保有していないことを指す、と私が抵抗できないように一方的な非開示決定の処分を取消せ。

#### 第4 実施機関の主張

実施機関が弁明書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。

審査請求人からは、平成30年7月25日から令和3年5月27日までに、計10回、同趣旨の請求があり、これまでに、平成30年8月7日付新広第166号の2、同年12月13日付新広第265号の2、平成31年1月17日付新広第282号の2、同年3月7日付新広第334号の2により計4回開示したが、平成31年3月7日に開示して以降、審査請求人に関して対応した記録等は作成しておらず、請求対象物を保有していないため、非開示決定を行った。

#### 第5 審査会の判断

##### 1 本件審査請求について

本件審査請求は、本件請求保有個人情報は、平成31年3月7日付けで開示した文書以外、請求対象物を保有していないことを理由に本件決定を行ったところ、審査請求人から本件決定の取消しを求めてなされたものである。以下、審査請求人及び実施機関の主張について検討する。

##### 2 本件決定の妥当性について

- (1) 本件請求文書の対象期間について、本件個人情報開示請求書には、令和3年5月27日までと記載があるものの、期間の始期についての記載がないが、本件審査請求の内容から、本件請求以前の過去5年間において実施機関が審査請求人と対応したこと事わかる文書であると判断される。

この点、実施機関は、既に開示した文書以外に本件請求文書を保有していないとしており、本件請求文書の対象期間の始期を明確にしていない。

そこで、当審査会は、本件請求保有個人情報の対象とする期間について、実施機関に確認したところ、審査請求人には対象期間の確認はしていないが、審査請求人に最初に対応した平成29年12月18日以降を対象期間としたとのことであった。

- (2) また、実施機関は、本件請求に対し、既に開示した文書以外請求対象物を保有していないとして本件決定を行っているが、一方で、実施機関からは、当審査会に諮問する際に、平成29年12月18日から本件審査請求までの、実施機関が

審査請求人に対応したことがわかるメール文や個人情報開示請求書及びその決定通知書等の提出があった。

当審査会は実施機関に提出された文書について確認したところ、実施機関は、審査請求人からの個人情報開示請求があったことから、それらに関する文書を保有していたため、提出したとのことであった。また、当審査会に提出した文書を本件保有個人情報としなかったことについては、過去に一度でも開示したことがある文書は個人情報開示請求の対象とする必要がないものと判断したとのことであった。

なお、条例における個人情報開示請求の対象文書については、同一請求人への開示済みの文書を、新たに請求があったとしても、対象としないとする規定はない。

- (3) したがって、本件請求保有個人情報について、対象とする文書や対象とする期間に関し、審査請求人と実施機関との間に齟齬があると認められ、本件請求保有個人情報文書と判断される文書を実施機関が保有していることは明らかであることから、実施機関の本件決定は取り消し、条例に基づき、改めて開示非開示の決定をすべきである。

- 3 以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

## 第6 審査会の開催経過

当審査会の開催経過の概要は、次のとおりである。

年 月 日	内容
令和3年10月18日	実施機関の諮問書を受理
令和4年 3月 8日	審査会開催（第1回）
令和4年 4月19日	審査会開催（第2回）
令和4年 5月23日	審査会開催（第3回）
令和4年 6月24日	審査会開催（第4回）

(第3部会)

委員 菊池弘之、 委員 杵渕栄治、 委員 櫻井香子